

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】令和3年9月30日(2021.9.30)

【公表番号】特表2021-506880(P2021-506880A)  
 【公表日】令和3年2月22日(2021.2.22)  
 【年通号数】公開・登録公報2021-009  
 【出願番号】特願2020-533856(P2020-533856)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/42 (2006.01)  
 A 6 1 K 8/34 (2006.01)  
 A 6 1 K 8/49 (2006.01)  
 A 6 1 Q 17/04 (2006.01)  
 A 6 1 K 8/55 (2006.01)  
 A 6 1 K 8/06 (2006.01)  
 A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/42  
 A 6 1 K 8/34  
 A 6 1 K 8/49  
 A 6 1 Q 17/04  
 A 6 1 K 8/55  
 A 6 1 K 8/06  
 A 6 1 Q 19/00

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月18日(2021.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パンテノール、ヒドロキシアセトフェノン、及び微粒子化されたUVフィルターを含む局所組成物であって、リン酸エステル乳化剤の存在下で水層に分散された油相を含む水中油型(O/W)エマルションであることを特徴とする局所組成物。

【請求項2】

前記微粒子化されたUVフィルターが、光散乱により測定される200nm未満の平均粒径分布Dv50を有する、請求項1に記載の局所組成物。

【請求項3】

前記微粒子化されたUVフィルターが微粒子化された不溶性有機UVフィルターである、請求項1又は2に記載の局所組成物。

【請求項4】

前記微粒子化されたUVフィルターが、微粒子化されたUVフィルターの粒子を含む水性分散液として使用される、請求項1～3のいずれか一項に記載の局所組成物。

【請求項5】

前記微粒子化されたUVフィルターを含む前記水性分散液が、C<sub>8</sub>～<sub>16</sub>アルキルポリグルコシドをさらに含む、請求項4に記載の局所組成物。

【請求項6】

前記微粒子化されたUVフィルターが、メチレンビスベンゾトリアゾリルテトラメチルブチルフェノール又はトリスビフェニルトリアジンである、請求項1～5のいずれか一項に記載の局所組成物。

【請求項7】

前記ヒドロキシアセトフェノンがp-ヒドロキシアセトフェノンである、請求項1～6のいずれか一項に記載の局所組成物。

【請求項8】

前記微粒子化されたUVフィルター（実際の量に基づく）が、前記組成物の総重量に対して、0.1～20重量%の範囲で選択される量で使用される、請求項1～7のいずれか一項に記載の局所組成物。

【請求項9】

パンテノールが、前記組成物の総重量に対して、0.001～10重量%の範囲で選択される量で使用される、請求項1～8のいずれか一項に記載の局所組成物。

【請求項10】

前記ヒドロキシアセトフェノンが、前記組成物の総重量に対して、0.001～5重量%の範囲で選択される量で使用される、請求項1～9のいずれか一項に記載の局所組成物。

【請求項11】

O/W乳化剤がセチルリン酸カリウムである、請求項1～10のいずれか一項に記載の局所組成物。

【請求項12】

ブチルメトキシジベンゾイルメタン、オクトクリレン、及びサリチル酸エチルヘキシルをさらに含む、請求項1～11のいずれか一項に記載の局所組成物。

【請求項13】

ガラス又はプラスチック表面への局所組成物の移行を減少させるための、微粒子化されたUVフィルター、パンテノール、及びヒドロキシアセトフェノンの前記局所組成物中での使用の方法。

【請求項14】

局所組成物中に含まれている脂肪及び油の表面への移行を減少させるための、微粒子化されたUVフィルター、パンテノール、及びヒドロキシアセトフェノンの使用。

【請求項15】

特にガラス又はプラスチック表面などの表面への脂肪及び/又は油の移行を減少させる方法であって、微粒子化されたUVフィルター、パンテノール、及びヒドロキシアセトフェノンの、そのような脂肪及び油を含む局所組成物への添加を包含する方法。